

鹿教高第325号
鹿教義第1195号
鹿教総第1301号
令和4年11月22日
〔高校教育課・義務教育課・
総務福利課扱い〕

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、同局修学支援・教材課長、同省高等教育局学生支援課長及び同省総合教育政策局生涯学習推進課長から通知がありました。

ついては、貴所属職員及び貴管下の各学校へ周知するとともに、下記のとおり適切に対応してください。

記

1 学校における教育相談

県教育委員会が配置するスクールカウンセラーが児童生徒やその保護者、教職員への相談対応の過程で、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、当分の間、別紙1-1の様式により所管の教育事務所長あて（鹿児島市教育委員会にあつては、県教育庁高校教育課長あて）報告すること。

2 高等学校等への進学に関する経済的支援

高等学校を設置する各市教育委員会にあつては、各高等学校において生徒等から、宗教との関わりに起因するものとして、就学支援金や奨学のための給付金に関する相談対応を行った場合には、当該高等学校は、別紙2の様式により、就学支援金にあつては県教育庁総務福利課長、奨学のための給付金にあつては県教育庁高校教育課長あて報告すること。

また、奨学のための給付金については、本県において、高等学校が奨学のための給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる旨を支給要綱に規定しているが、仮に、保護者等が奨学のための給付金を授業料以外の教育費に使用しないおそれがあるという相談があった場合には、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るといふ当該給付金の目的に鑑み、高等学校における代理受領がなされるよう対応を検討すること。

3 大学等への進学に関する経済的支援

高等学校を設置する各市教育委員会にあつては、各学校において、大学等への進学を希望する高校生等からの相談事項が、進学に係る経済的支援に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内し、必要に応じて生徒が申請できる支援内容等を独立行政法人日本学生支援機構に確認するなど、生徒に寄り添った対応を行うよう指導すること。

<問合せ先>

○ 学校における教育相談に関すること

高校教育課学校教育生徒指導班
(担当：松山，奥田，山中)
電 話：099-286-5532
E-mail：seitosidou@pref.kagoshima.lg.jp

義務教育課特別支援教育室（担当：福山）
電 話：099-286-5296
E-mail：tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp

○ 就学支援金に関すること

総務福利課経理係（担当：吉田）
電 話：099-286-5193
E-mail：kyo-kei@pref.kagoshima.lg.jp

○ 奨学のための給付金に関すること

高校教育課企画助成係（担当：上之菌）
電 話：099-286-5288
E-mail：kou-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

○ 大学等への進学に関する経済的支援に関すること

高校教育課高校教育係（担当：永盛）
電 話：099-286-5291
E-mail：ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp



4 初児生第23号
令和4年11月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

清重 隆信
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課長

山田 哲也
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局学生支援課長

藤吉 尚之
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

神山 弘
(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の
教育相談等の取組について（通知）

本年11月10日に開催された標記会議の取りまとめにおいて、別添1のとおり、児童生徒の心理的・福祉的支援の観点から、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）による支援の推進を図ること、進学に係る悩みを抱える児童生徒・学生への経済的支援を図ることが確認されました。

また、合同電話相談窓口の業務については、本年11月14日から法テラスに移管することとされ、新たに「靈感商法等対応ダイヤル」として、旧統一教会問題に限らず相談を受け付けることとなりました。

これらを踏まえ、文部科学省としては、引き続き、必要な施策を講じていくこととしておりますが、貴職におかれましても、下記を踏まえた御対応をお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。）及び地域の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（高等課程を置く専修学校を含む。）に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、学校の教育相談において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における教育相談

学校において、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めるとともに、人権擁護局通知に基づき法務省の人権擁護機関から情報提供を受けた場合も含めて児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと。

また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、貴教育委員会が配置するSC又はSSWが児童生徒やその保護者、教職員への相談対応の過程で、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、当分の間、別紙1-1の様式により報告をすること。また、「24時間子供SOSダイヤル」における相談の過程で同様の事例を把握した場合には、別紙1-2の様式により報告すること。

2 高等学校等への進学に関する経済的支援

別添1のとおり、生徒等から、宗教との関わりに起因するものとして、授業料や授業料以外の教育費に関する相談があった場合には、各都道府県の高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の担当部署においては、法テラスから紹介された場合も含め、丁寧に対応いただきたいこと。なお、宗教（「旧統一教会」以外の宗教も含む。）との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を把握した場合には、その都度別紙2の様式により以下の担当まで報告されたいこと。

また、高校生等奨学給付金においては、都道府県において、高等学校等が当該給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる旨を都道府県の交付要綱等に規定していると承知しているが、仮に、保護者等が奨学

給付金を授業料以外の教育費に使用しないおそれがあるという相談があった場合には、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するという当該給付金の目的に鑑み、高等学校等における代理受領がなされるよう、対応されたいこと。

3 大学等への進学に関する経済的支援

各学校において、大学等への進学を希望する高校生等からの相談事項が、進学に係る経済的支援に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内し、必要に応じて生徒が申請できる支援内容等を独立行政法人日本学生支援機構に確認するなど、生徒に寄り添った対応を行うこと。

(本件担当)

1について

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係、生徒指導第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3289)

メール s-sidou2@mext.go.jp

2について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課
高校修学支援室

(高等学校等就学支援金) 高校修学第二係

TEL 03-5253-4111 (内線3567)

(高校生等奨学給付金) 高校奨学金係

TEL 03-5253-4111 (内線3170)

メール shuugaku@mext.go.jp (両係共通)

3について

文部科学省高等教育局学生支援課
法規係

TEL 03-5253-4111 (内線3050)

メール gakushi@mext.go.jp

被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策

令和4年11月10日
「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

1 法テラスの抜本的な充実・強化

(1) 概要

- 「合同電話相談窓口」の機能等を継承した**対応窓口の設置**（11月14日から）
- 日本弁護士連合会との連携に基づく**経験・理解のある弁護士の紹介**
- **民事法律扶助**（資力の乏しい方への無料法律相談・弁護士費用等の立替え）の積極的な活用
- **心理専門職等を活用したワンストップ型相談会等**の実施

(2) 充実・強化に向けた体制整備等

- **フリーダイヤル**による対応等の相談受付方法の充実強化
- 各取組を推進するための**対応部署の新設と心理専門職等の配置**
- 法テラスを中核とした**関係機関・団体のネットワーク化**による総合的な相談体制の構築
- **データの収集・分析**（2世・3世信者の実態把握も含む）⇒ 相談対応機関と**共有**
- **関係省庁連絡会議**を通じ、総合的解決や更なる取組強化に向けた**体制・環境の整備**

2 消費生活相談等の強化

- 相談対応に当たる**消費生活相談員等のスキル向上・研修**
- SNSを活用した**消費生活センター等の周知、注意喚起や情報発信、消費者教育の取組強化**
- **裁判外紛争解決手続（ADR）**の充実

3 警察による適切な関与

- 相談対応の充実・強化＝迅速・確実な**組織対応の徹底**、関係機関・団体との**一層緊密な連携**
- 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、**法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査**

4 精神的・福祉的支援の充実

- **精神保健福祉センター**における**相談や精神科医療機関の紹介対応**の推進
- **生活困窮者自立支援**
 - ・ **ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等**
 - ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等の**こどもの学習・生活支援**
- **孤独・孤立対策ウェブサイト**の**チャットボットの充実**
- 関係機関・団体と**法テラス（心理専門職等を配置）との連携強化**

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- **市町村及び児童相談所**における**虐待対応（Q & Aの作成、SNS相談の整備）**
- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による支援の推進
- 法務局における**こどもの人権擁護活動の強化（SOSミニレター、SNSによる人権相談等）**
- 「見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）に関する**財政支援、担い手の養成講座**の実施
- **大学生協と連携した靈感商法等の情報提供**
- チャットボット等、若年層に親しみやすい**デジタル技術を活用した周知・啓発**

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー**による取組の推進（再掲）
- **精神保健福祉センター**の取組の推進（再掲）
- **ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等**を通じた**修学支援、生活困窮者自立支援におけるこどもの学習・生活支援**（再掲）

(3) 教育の充実

- 人権擁護機関による「**人権教室**」、出前講座等の**消費者教育**（再掲）

6 その他

- 在外邦人の保護（在外公館における**相談・支援**）、「**所在調査**」に関する周知・広報・情報収集
- **行政相談**における対応、**地方公共団体との連絡調整**
- 現行法を活用した**法的整理のQ & Aの更新・周知**／○ **各種研修等の実施**（オンラインも含む）